

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

2015年5月8日

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部

試験関係

	項目	質問	回答
1	受験申請 (雇用者証明)	個人で受験する際に、雇用責任者の証明についてはどうなりますか。	個人で受験される場合は、個人の責任において雇用責任者としての証明をしていただけます。
2	新規 (実施地区)	実施地区にPDのレベル2の実施地区が抜けていますが、実施しますか。	NDT 関連業界説明会の資料に間違いがありました。PDのレベル2の新規試験の実施地区は従来通りです。
3	新規 (パート別試験 実施)	試験パートDEを一つのパートとしていますが、JIS Z 2305:2013の考えと異なります。	JIS Z 2305:2013の8.5.2では、「不合格となったパートについて2回の再試験を受けてもよい」と規定されていますが、これは必ずしもパートDとEを別々に実施することを試験機関に求めるものではないと判断しています。試験を全体として円滑に実施する上でパートDとEを別々に実施するのは事実上極めて困難ですので、パートDとEはまとめて実施することとしています。
4	新規 (レベル3再試験中のレベル2失効の扱い)	レベル3の再試験を受験中に保有しているレベル2が失効した場合の扱いはどうなりますか。	新規の受験申請時にレベル2資格があれば、その試験の再試験は有効となります。
5	再認証 (実施地区)	<ul style="list-style-type: none"> 再認証試験の再試験は東北地区では実施しないのですが、配慮していただくことは考えていますか。検討をお願いしたい。 再認証試験の再試験実施地区が東京・大阪となっており、スケジュールが厳しいと考えますが、常時実施することになるのでしょうか。 再認証の再試験が東京・大阪での開催ですが、地方での開催を前提に制度を構築する必要があるのではないのでしょうか。 	各地区から多くのご要望を受けて最大限の検討は致しましたが、再認証試験を6か月の間に3回実施するためには、再認証試験の再試験は東京と大阪の2地区で実施するのが限界だと判断しました。
6	再認証	再認証試験(実技)の表をみると、レベル3にも実技試験があるように思われますので、“レベル3は除く”と表記していただきたい。	ご指摘の通りですので、今後は表記を改めます。
7	新規・再認証(試験体毎再試験)	二次試験の場合に試験体が3体となりますが、不合格となった試験体のみ再試験はあるのでしょうか。	実技試験において、試験体ごとに再試験を実施することはありません。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

8	再認証試験 (難易度)	過去の説明会にて、再認証の実技試験については、新規の実技試験より簡単にするとしていましたが、この考えに変更はありませんか。	新規と再認証の実技試験の内容は完全に同じではありませんが、その差異の詳細については回答いたしかねます。
9	再認証 (レベル3再認証期間)	再認証の再試験について、6か月の間に再認証試験が2回与えられるとあります。レベル3については、認証機関が延長しない限り12か月以内とありますが、6か月にされた理由があるのでしょうか。	レベル3についてはご指摘の通りですが、試験と認証を全体として円滑に実施する上で、少なくとも現状では6か月で運用せざるを得ないと判断しました。
10	試験体毎の合否通知	試験体毎の合否通知を出していただくことは可能ですか。	試験体毎の合否通知を出す予定はありません。
11	再認証 (受験機会)	再認証試験が2018年秋期まで有効期限の資格者は、1回目の受験が2016年の秋期となりますがこの試験に不合格であった場合は、現行の試験が終了しているのでJIS Z 2305:2013試験の2018年秋期まで再認証試験の受験ができないのでしょうか。	再認証試験についての現行制度と改正制度の適用の切替時期は、2014年7月4日に公表した資料「JIS Z 2305:2013に基づく認証制度のお知らせ（追記版）（第2報）」の「1.2 再認証試験と再認証再試験」に記載している通りです。資格の有効期限が2018年9月30日の方には改正制度の再認証試験が適用されますので、2018年春期に行われる再認証試験（及び、不合格の場合は2回の再認証再試験）を受験してください。
12	再認証 (レベル3実技能力の証明)	レベル3の再認証試験で受験申請時に要求される実技能力の証明書で、CIWで使用している更新試験の実務経歴書をそのまま使用することはできますか。	レベル3の再認証試験で、受験申請時に要求される「実技能力の証明書」の内の「実務経歴書」の具体的詳細については、現在検討中です。
13	再認証 (レベル3実技能力の証明)	レベル3の再認証時に実務経歴書を提出する場合、再認証までの10年間の記録が必要でしょうか。将来的にはガイドラインを提示していただけますか。	記録の要求期間については、現在検討中です。JIS Z 2305:2013制度による再認証試験の開始時期は2017年春期ですので、それまでには何らかのガイドラインを提示します。
14	再認証 (レベル3実技能力の証明)	レベル3の再認証時に、4項目の中から実技能力の確認書類を提出することになりますが、例えば、定年を迎えた方が実技能力の確認書類を提出するには大変困難です。実技試験を実施していただくことはできないのでしょうか。	検討致しましたが、このような実技試験を実施することは非常に困難であると判断しました。
15	再認証 (レベル3実技能力の証明)	レベル3の再認証時に実技能力の証拠書類を提出することになりますが、(1)実務経歴書(2)実技能力を証明するレポートについて、(有資格者の証明が必要)とあるが、この有資格者のレベルはどうなりますか。また、証明者は、再認証を受けるNDT方法のレベル3所持者ですか。	少なくとも現時点では、(1)又は(2)の書類の証明者は、レベル3資格保持者又は当該NDT方法のレベル2資格保持者としています。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

16	再認証 (レベル3 実技能力の証明)	レベル3の再認証について、実技能力の確認書類を提出することになりますが、この書類の審査により、不合格となることがありますか。フォーマットを公表することは考えていますか。また、同じ会社に有資格者がいない場合はどうなりますか。	書類審査が不合格になる可能性はあります。フォーマットについては、今後例示することを予定しています。書類の証明者は、必ずしも同じ会社の方でなくても構いませんが、15項に示した資格者でなければなりません。
17	再認証 (レベル3 実技能力の証明)	レベル3 再認証における実務能力の確認書の証明は、どのようなものと考えているのでしょうか。その証明者として支部が証明することは可能でしょうか。	実務経歴書は、基本的に現場での経歴となります。実技能力については、講師が座学を指導していても経歴とはなりません。実習を指導している場合は経歴となります。具体例については、今後公表する予定です。証明者は、資格保持者ですので、支部が証明することはできません。
18	再認証 (資格証明書発行時期)	再認証試験で仕事の都合で申請していない場合は、受験できますか。また、再認証試験の再試験で合格した場合に資格は途切れずに継続されますか。	受験申請は必須です。ただし、最初の再認証試験を受験できない場合は、欠席による不合格となりますので再試験を受験することはできません。また、2回目の再認証再試験で合格した場合は有効期限の直前で合格することになりますが、資格が途切れることのないように考えています。
19	再認証 (再試験期間)	再認証試験が6か月の間に都合3回受験できますが、レベル3においても同様でしょうか。	レベルに関係なく、期間及び回数は同様です。
20	再認証 (再試験期間)	再認証試験と再試験のスパンが短いのですが、どの程度の期間で通知されるのでしょうか。	できるだけ速やかに通知します。
21	再認証 (受験申請忘れ)	再認証試験の受験申請は1年前にすることになりますが、忘れていた場合は6か月前に申請すれば間に合いますか。	1年前に再認証試験の受験申請のご案内をお送りしますので、所定の期間に必ず受験申請をしてください。6か月前の申請では基本的に間に合わないとお考えください。
22	再認証 (試験地区)	再認証の再試験は、東京・大阪地区だけとなっていますが、将来的に増やすことはありませんか。	今後再認証試験の実績を積んだ上で検討します。
23	パート別試験 (新規)	新規試験の場合、筆記試験と実技試験のパート別試験を実施するのでしょうか。	筆記試験に合格しないと、実技試験を受験することはできません。
24	パート別試験 (再認証)	再認証試験では3回の機会がありますが、指示書作成と3体全てに合格する必要がありますか。	その通りです。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

25	実技試験 (試験体数)	二次試験での試験体数が決まっていますが、試験方法は決まっていますか。	試験体及び NDT 技法については、一部を HP に公表しています。
26	実技試験要領公開	実技試験の試験実施要領の改定を検討中と思われませんが、HP 等で公表する予定はありますか。	実技試験の試験実施要領を HP で公表する予定はありません。
27	合否通知 (点数開示)	合格点数が 70% となっていますが、点数を通知すべきではありませんか。	具体的な点数の開示に代わるものを検討中です。
28	再認証 (国内不在による救済措置)	再認証試験の受験期間が短くなっているが、海外出張等による不在期間に対する救済措置はないのでしょうか。また、海外への連絡はしていただけますか。	個別の対応を検討しています。また、海外への連絡は致しかねます。
29	欠席時の扱い	再認証の受験機会において、産休については個別対応していただけるのですが、欠席の場合は、不合格扱いとなりますか。レベル 3 の基礎試験はレベル 3 受験時に毎回必要となりますか。	原則として理由に関らず、欠席は、不合格となります。ただし、産休の扱いについては、検討させていただきます。 レベル 3 の場合は、基礎試験（一次試験）の合格後に主要方法試験（二次試験）を受験することになります。基礎試験の合格有効性は 5 年ですので、その間に主要方法試験に合格する必要があります。
30	試験体情報の公表	最初に受験する方は情報が無いために不利となります。試験体に関する情報は公表されないのでしょうか。	試験体に関する情報は、2014 年 11 月に HP に公表した通りです。
31	レベル 3 受験要件	レベル 3 の受験申請要件にレベル 2 資格の保有とありますが、申請時点で有効であれば良いのでしょうか。	受験申請時にレベル 2 資格を保有していれば受験可能です。
32	レベル 3 再認証	レベル 3 を取得しているが、レベル 2 が不要であることから失効させたこともあるので、考慮していただくことはないか。	ご指摘のケースへの対応は検討しましたが、規格において実技能力の証明が要求されていますので、4 種類のいずれかの書類で対応してください。 (※4 種類の証明については、説明会資料 28 ページ参照)
33	2015 年春期試験の再試験	2015 年春期の新規試験については再試験を実施しないとのことですが、本来は再試験を受験することができます。2015 年春期試験の再試験を春期の内に実施できないのでしょうか。	2015 年秋期試験では、JIS Z 2305:2013 試験が実施されることから、旧制度の試験を実施できません。2015 年春期にて再試験を実施することは非常に難しいとの判断により、2015 年春期試験においては、再試験を実施しないことを前提に受験申請していただくこととしました。
34	試験内容公表	試験の方法及び試験内容について公表する予定はありますか。二次試験受験者への通知についても同様でしょうか。	試験体に関する情報は、2014 年 11 月に HP に公表した通りです。これ以上の情報を公表する予定はありません。また、二次試験受験者への通知内容は検討中です。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

訓練関係

	項目	質問	回答
35	訓練シラバス公表時期	新規試験には、シラバスに則った訓練が必要となりますが、シラバスの公表はいつになりますか。	最終的な詰めを行っており、近日中に公表します。（その後、2015年4月30日に公開しました。）
36	訓練シラバス	訓練シラバスについて、講習会を実施するにあたって訓練内容は各訓練団体に判断することになりますか。訓練内容が団体によって差がでることが懸念されます。	訓練実施者の責任の下で、シラバスに則った訓練を行っていただきます。
37	訓練シラバスの小項目の訓練	訓練シラバスの見本例では、大項目・中項目・小項目が記載されていますが、訓練実施記録の見本では、小項目が省略されています。シラバスのとおり小項目まで訓練をする必要がありますか。	訓練実施記録の見本には、小項目まで記載していませんが、訓練シラバスの小項目を踏まえて訓練していただく必要があります。
38	訓練実施記録	訓練実施記録について、旧様式の場合は新様式に纏めるのは受験者ですか。	旧様式（2016年7月まで）と新様式が混在していても構いませんが、旧様式の内容がシラバスのどの内容に対応するのかが受験者が訓練実施記録集計表で纏めることとなります。また、最終的には雇用責任者が訓練実施記録集計表の内容を証明することとなります。
39	訓練実施記録の有効期間	現行は、訓練実施記録の訓練の有効期間が5年間でしたが、JIS Z 2305:2013でも同様に5年間となりますか。	その通りです。
40	旧訓練記録の有効	JIS Z 2305:2013では、新しくシラバスによる訓練を要求されますが、過去に訓練を実施したものを新しい訓練記録に書き写しても有効となりますか。	書き写す必要はありません。訓練実施記録は5年間有効ですので、現行の訓練実施記録を新しい様式に書き直すのではなく、現行様式の訓練実施記録（ただし、2016年7月まで）を纏めて、訓練実施記録集計表に表現してください。
41	訓練実施記録の記入方法	訓練実施記録の見本例の書式ですと、訓練者が複数名いる場合はその都度訓練実施記録が必要ですか。訓練する方は資格を保有している必要はありませんか。	訓練者が複数名いる場合でも、訓練実施記録を1枚に纏めることは可能です。訓練者自身は、資格をお持ちでなくても構いません。ただし、訓練の内容の適切性について資格保持者が証明する必要があります。
42	訓練実施記録の証明者	レベル3訓練実施記録の基礎試験部分（材料科学・認証システム）についての証明者は、当該のレベル3資格保有者が証明することになりますか。	レベル3の訓練については、レベル3資格保持者に証明していただくことが基本です。基礎試験部分については当該NDT方法の資格者ではなくても、レベル3資格者の証明で構いません。
43	訓練実施記録の証明者	訓練実施記録ですが、訓練者と訓練を証明する人は同一人物でもよいでしょうか。	訓練者と訓練証明者が同一人物であっても構いません。ただし、訓練を証明する方は資格保持者となります。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

44	訓練実施記録の証明者	訓練実施記録について、雇用責任者の証明を要求していますが、個人で検査会社を興している方がいますが、その場合はどうなりますか。	訓練実施記録集計表の証明者は、独立して会社を興している場合は、雇用責任者として本人が証明することになります。ただし、訓練実施記録については、資格保持者が証明する必要があります。
45	訓練実施記録集計表	訓練実施記録集計表について、訓練実施記録が1枚で訓練が完了している場合でも集計表が必要となるのか（雇用責任者の証明が必要となるか）。また、従来訓練機関が発行した訓練実施記録で良かったが、訓練実施記録集計表が必要ですか。	訓練実施記録が1枚で完了していても、集計表は必要です。また、訓練実施記録と訓練実施記録集計表の提出が必要です。
46	旧制度訓練のシラバス対応	新しいシラバスに代わった場合、JSNDIでの教育委員会が過去の訓練が新しいシラバスに該当する訓練を読み替えていただけますか。	認証事業本部としては、回答致しかねます。

認証関係

	項目	質問	回答
47	経験	認証登録の際に経験を要求されますが、訓練を経験に含むことができますか。	認証登録には経験が必要です。経験に訓練を含めることはできません。
48	経験	実務経験は、申請前に確認されるとのことですが、遣り取りが多いので大変だと思います。	経験は、認証申請時に申告していただきます。
49	経験	認証登録における経験の証明については、雇用責任者の証明が必要ですか。	認証登録時の経験の証明は、従来通りに雇用責任者の証明が必要です。
50	履修	新規認証申請時の経験期間について“2年以上の工学又は科学の履修あり”とありますが、高等教育機関を指すのでしょうか。また、工学又は科学の定義は示めされるのでしょうか	履修については、基本的に高等教育機関（専門学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院）での履修を指します。 工学又は科学の定義は難しい面もありますが、どのような書類を提出していただくかを検討中です。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

制度関係

	項目	質問	回答
51		<ul style="list-style-type: none"> ・NDIS（サーモ・漏れ）試験については、ISO 9712 の 2005 年版を基に制度設計されているようですが、JIS Z 2305:2013 への移行時期はどう考えていますか。JIS Z 2305:2013 にある AE についてはどうですか。 ・LT 及び TT は、JIS 化されないのでしょうか。 	<p>NDIS 0603（赤外線サーモグラフィ試験）及び NDIS 0604（漏れ試験）について、JIS Z 2305:2013 への移行時期は未定です。また、AE について、現在のところ実施の予定はありません。</p>
52		<p>再認証試験中に不合格となった場合の資格の有効性はどうなりますか。</p>	<p>再認証試験に不合格となった場合でも、資格の有効期限までは有効です。</p>
53		<ul style="list-style-type: none"> ・“レベル 3 受験申請については、申請する NDT 方法のレベル 2 資格を保有していること。”とありますが、JIS Z 2305:2013 の規格要求ですか。現行では、レベル 2 資格が無い場合には、試験時にレベル 2 相当の実技試験があるが、資格を所持しなければならないのですか。 ・レベル 3 を受験する際に、レベル 2 の資格保有を要求しているが、JIS Z 2305:2013 での要求事項ではありませんがどのような経緯で要求されているのでしょうか。 	<p>規格の要求ではありません。しかし、試験と認証を全体として円滑に実施する上で、新規のレベル 3 受験者向けのレベル 2 相当の実技試験は実施が極めて困難と判断しました。事情をご賢察の上、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
54		<p>JIS Q 17024 に沿った運用を行うとのことですが、ISO を取得することですか。早く実現すれば、資格の価値があがると考えます。</p>	<p>認証機関としては、将来的には適合性評価を受けることを目指しています。ただし、現時点では JIS Z 2305:2013 を立ち上げることを優先しています。</p>
55		<p>HP に掲載されている「JIS Z 2305:2001 から JIS Z 2305:2013 への認証制度改正に伴う切替え期間中の措置について」英文での公表をお願いできないか。</p>	<p>この文書に限らずすべての JIS 資格に関する公表文書は、和文のみとしております。</p>
56		<p>JIS Q 17024 に則った資格制度を進めるとのことですが、JIS Q 17024 の認定を受けていない資格は有効ですか。この資格は、電気事業法、ガス事業法、消防法等で使用されています。JIS Q 17024 の認定を受けていないこれらの資格が有効となりますか。</p>	<p>JIS Q 17024 の認定は受けていませんが、それに則って制度を運用しております。将来的には認定を受けることを目指します。</p>
57		<p>ISO に則った規格にて製品検査を要求される場合、JIS Z 2305:2013 規格が国際資格であることを納得していただけますか。</p>	<p>JIS Z 2305:2013 は、ISO 9712:2012 の箇条 14 を除いて技術的内容は同等です。ただし、個々の製品の検査についての有効性は、認証機関では判断できません。</p>

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

58	顧客から ISO 9712 に対応していることを要求されると思います。箇条 14 を削除したことから MOD となっていること、また、ISO 17024 の要求も含めて合致していますか。	JIS Z 2305:2013 は、ISO 9712:2012 の箇条 14 を除いて内容的には IDT です。また JIS Q 17024 は、ISO 17024 の IDT 規格です。これらの意味において合致していますが、その解釈が顧客に受け入れられるか否かは認証機関としては保証できません。
59	VT の資格認証を開始する予定はありますか。	VT の資格認証の予定はありません。
60	要望 ①再認証試験において、普段使っていない技法の実技試験を課されるのは負担です。限定資格への乗り換えられるような方策をお願いしたい。例えば MT2⇒MY2、PT2⇒PD2、UT2 においても限定資格があれば良いと考えます。 ②制度変更による負担が大きく、国際資格としての相互認証が難しいのであれば、国際整合性を求める資格は少ないのではないのでしょうか。サプリメント試験で対応するなど、日本の実情にあった制度とされたい。	①今後検討します。 ②現代において、規格の国際整合化は避けることができない当然のことと判断しています。また、仮に相互認証においてサプリメント試験が要求されるとしても、その前提として ISO 9712 に則った認証は最低限必要だと判断しています。
61	JIS Z 2305 の改正により、NDISO602 の総合管理技術者への影響はありますか。	総合管理技術者については、影響はありません。
62	全構連等他協会の更新の合格率は 90%程度であることから、基本的に合格することをお願いしたい。レベル 3 保有者は、基礎試験が免除されることですが確認です。	レベル 3 資格保有者は、基礎試験が免除されます。
63	業界説明会では、レベル 3 の受験期間が 12 か月であるとの説明があったようですが、いかがでしょうか。また、レベル 3 の二次試験でのパート別試験を実施しないとのことですが、実施していただきたい。	前半はレベル 3 の再認証再試験について、後半は新規試験についてのご質問と理解します。試験と認証を全体として円滑に実施するために、再認証再試験は 6 か月以内、二次試験はパート D と E はまとめて実施とせざるを得ないと判断しました。

NDT 関連業界・一般説明会（東京・大阪）質疑応答一覧

その他

	項目	質 問	回 答
64		昨年公表している制度の案内が削除されていますが、変更はありませんか。	2014年6月24日に公表したものは、2014年7月4日に追記公表しています。削除したものはありません。
65		JIS Z 2305:2013 において講習会の運用方法が変わりますか。	講習会については、認証事業本部としては回答できません。
66		テキストについての改定がありますか。レベル3については、認証システムの問題について変更があると思われます。	テキストについては、認証事業本部として回答はできません。